

### 3 社会福祉法人野田市社会福祉協議会役員の手当に関する規程

昭和59年1月26日 制定  
昭和62年4月 1日一部改正  
平成21年4月 1日一部改正  
平成29年6月23日一部改正  
令和5年1月10日一部改正

(目的及び適用の範囲)

第1条 この規程は、次に掲げる社会福祉法人野田市社会福祉協議会の役員に支給する手当について定めることを目的とする。

(手当)

第2条 役員に支給する手当は、次の表のとおりとする。

区分	支給額
会 長	月額 50,000円
常務理事	月額 50,000円

(支給方法)

第3条 役員に支給する手当は、職についた日から職を離れる日まで支給する。

2 手当は、その月分を毎月21日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、繰り上げて支給する。

附 則

この規程は、昭和59年1月26日から施行する。

附 則

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月23日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年1月10日から施行する。